

## 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

## (設 置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた段階毎の医療提供体制の検討等を行うため、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染状況に応じた段階毎の医療提供体制に関すること。
- (2) 外来医療機関の設定に関すること
- (3) 入院等の広域間調整ルールに関すること。
- (4) 住民や医療関係者に対する感染症対策及び医療情報の提供に関すること。
- (5) 感染状況の段階の判断に関すること。
- (6) その他新型コロナウイルス感染症対策推進のために必要なこと。

## (組 織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 新型インフルエンザ等有識者会議構成員
- (2) 医療関係団体を代表する者
- (3) 行政関係団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他適当と認められる者

2 委員は別表に掲げる者とする。

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座 長)

第4条 協議会に、座長1人を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が事前に指名した委員がその職務を行う。

## (会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は会議が開かれる前に委任状を座長に提出しなければならない。

5 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝 金)

第6条 委員(県の職員である委員を除く。)もしくは第5条第5項の規定に基づき座長が認めた者(以下「委員等」という。)が、会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員等が協議会の職務を行うため会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部疾病対策課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和3年3月23日をもって効力を失う。

## (別表) 要綱第3条第2項関係

区分	氏名	所属等
新型 有識者 インフル エンザ 等 会 議 構 成 員	荒川 創一	神戸大学大学院医学研究科客員教授
	土井 朝子	神戸市立医療センター中央市民病院 総合診療科/感染症科医長
	足立 光平	兵庫県医師会副会長
	成田 康子	兵庫県看護協会会長
	伊地智 昭浩	神戸市保健所長
	今井 雅尚	兵庫県保健所長会長
	加藤 誠実	神戸検疫所長
	中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	三上喜美男	神戸新聞社論説委員長
医 療 関 係 団 体	守殿 貞夫	兵庫県病院協会会長
	西 昂	兵庫県民間病院協会会長
	長尾 卓夫	兵庫県精神病院協会会長
	笠井 秀一	兵庫県薬剤師会長
行 政 関 係	藤原 保幸	兵庫県市長会長
	庵途 典章	兵庫県町村会長
有 識 者	宮良 高維	神戸大学医学部附属病院 感染制御部 教授
	竹末 芳生	兵庫医科大学 感染制御部 主任教授
	中山 伸一	兵庫県災害医療センター長
	長岡 賢二	兵庫県下消防長会長
	長嶋 達也	兵庫県病院事業管理者